2　支出総額　51,859,243
3　本年収入の内訳
その他の収入
金銭以外のものによる寄附相当分　994,719
敷金戻り　110,069
一件十万円未満のもの　880,092
4　支出の内訳
経常経費
光熱水費　4,558
備品・消耗品費　4,435,951
事務所費　43,135
政治活動費
組織活動費　111,145
選挙関係費　4,281,671
機関紙誌の発行その他の事業費　47,423,292
宣伝事業費　3,430,054
寄附・交付金　110,069
41,329,898　2,553,271

松原の会

報告年月日　29. 1.19（28.12.30解散）
1　収入総額　425,051
前年繰越額　425,051
2　支出総額　425,051

○外務省告示第百八十六号

日本国政府は、平成十六年二月十三日にロンドンで作成された「二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」の加入書を平成二十六年十月十日に国際海事機関の事務局長に寄託していたところ、同条約は、その第十八条1の規定に従い、平成二十九年九月八日に効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同条約に加入するに当たり、次の留保を付した。

「日本国は、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約を実施するに当たり、同条約附属書B―三規則に定める船舶のためのバラスト水管理に係る義務については、国際海事機関総会決議A一〇八(28)の勧告するところにより履行する権利を留保する。」

同条約の締約国は、平成二十九年五月一日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、アンティグア・バーブーダ、バルバドス、ベルギー王国、ブラジル連邦共和国、カナダ、コンゴ共和国、クック諸島、クロアチア共和国、デンマーク王国、エジプト・アラブ共和国、フィジー共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ジョージア、ドイツ連邦共和国、ガーナ共和国、インドネシア共和国、イラン・イスラム共和国、日本国、ヨルダン・ハシェミット王国、ケニア共和国、キリバス共和国、レバノン共和国、リベリア共和国、マーシャル諸島共和国、メキシコ合衆国、モンゴル国、モンテネグロ、モロッコ王国、オランダ王国、ニュージーランド、ナイジェリア連邦共和国、ニウエ、ノルウェー王国、パラオ共和国、パナマ共和国、ペルー共和国、大韓民国、ロシア連邦、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サウジアラビア王国、シエラレオネ共和国、南アフリカ共和国、スペイン王国、スウェーデン王国、スイス連邦、シリア・アラブ共和国、トンガ王国、トリニダード・トバゴ共和国、トルコ共和国、ツバル

平成二十九年五月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年六月一日から適用する。

平成二十九年五月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療
一～四十　（略）	一～四十　（略）
四十一　削除	四十一　内視鏡下手術用ロボットを用いた内視鏡下咽喉頭切除術　中咽頭がん、下咽頭がん又は喉頭がん（ＴＮＭ分類がＴｉｓ、Ｔ１又はＴ２、Ｎ０及びＭ０である患者に係るものに限る。）
四十二　（略）	四十二　（略）
四十三　削除	四十三　カペシタビン内服投与、シスプラチン静脈内投与及びドセタキセル腹腔内投与の併用療法　腹膜播種を伴う初発の胃がん
四十四～七十四　（略）	（新設）
七十五　陽子線治療　根治切除が可能な肝細胞がん（初発のものであり、単独で発生したものであって、その長径が三センチメートルを超え、かつ、十二センチメートル未満のものに限る。）	四十四～七十四　（略）

○厚生労働省告示第二百十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から別表6まで及び別表21の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年六月一日から適用する。

平成二十九年五月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久